

第 66 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2017 年 12 月 21 日 15:00～17:40

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室（西 456）

◆議題

NGO 提案議題

1. 教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE: Global Partnership for Education）拠出誓約会合における日本政府の方針について
2. ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）に関する評価と世界銀行・アジア開発銀行の今後の関与について
3. JBIC とアフリカ開発銀行のナカラ鉄道・港湾事業（ヴァーレ/三井物産）への融資決定について
4. ボツワナ・モルプレ B 石炭火力発電所 1-4 号機の民間売却と 5-6 号機の経済性及び電力購買契約への政府保証について（世界銀行及び JBIC 関連）
5. インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る JBIC の貸付実行と環境ガイドライン遵守に関する確認および説明責任について

◆参加者

財務省側

1. 宮原隆（国際局 審議官）
2. 吉田昭彦（国際局 開発政策課長）
3. 徳田修一（大臣官房参事官 国際局担当）
4. 今村英章（国際局 開発機関課長）
5. 向井豪（国際局 開発機関課 課長補佐）
6. 野路允（国際局 開発機関課 課長補佐）
7. 牧野正春（国際局 開発機関課 課長補佐）
8. 松野下稔（国際局 開発政策課 課長補佐）
9. 奥田達生（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
10. 佐藤健士（国際局 開発政策課参事官室 課長補佐）
11. 大和宏彰（国際局 開発政策課参事官室 地域第二係長）
12. 向井和博（国際局 開発政策課参事官室 地域第三係長）
13. 松谷真人（国際局 開発機関課 総括係長）
14. 青柳俊久（国際局 開発機関課 第一係長）
15. 川野晋平（国際局 開発機関課 第三係長）
16. 関根宏樹（国際協力銀行 業務企画室業務課長）
17. 伊藤祐基（国際協力銀行 業務企画室業務課 調査役）
18. 花形峻（国際協力銀行 鉱物資源部第 2 ユニット 調査役）
19. 鈴木菜々（国際協力銀行 鉱物資源部第 2 ユニット 副調査役）
20. 赤林勉（国際協力銀行 電力・新エネルギー第 1 部第 2 ユニット ユニット長）
21. 善木啓太（国際協力銀行 電力・新エネルギー第 1 部第 2 ユニット 調査役）
22. 池原学志（国際協力銀行 電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット ユニット長）
23. 大石洋平（国際協力銀行 電力・新エネルギー第 1 部第 3 ユニット 調査役）

NGO 側

1. 竹内海人（シャンティ国際ボランティア会/教育協力 NGO ネットワーク）
2. 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
3. 東智美（メコン・ウォッチ）
4. 木口由香（メコン・ウォッチ）
5. 近藤茜（メコン・ウォッチ）
6. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
7. 秋本陽子（ATTAC ジャパン国際ネットワーク委員会）
8. 津山直子（アフリカ日本協議会）
9. 鈴木康子（気候ネットワーク）
10. 深草亜悠美（FoE Japan）
11. 田丸敬一郎（DPI 日本会議）
12. 落合佐知子（DPI 日本会議）
13. 長坂優子（日本リザルツ）
14. 箱崎律香（アジア開発銀行駐日代表事務所）
15. 田辺有輝（JACSES）
16. 宋漢娜（JACSES）

議題1：教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE: Global Partnership for Education） 拠出誓約会合における日本政府の方針について

竹内：

教育のためのグローバル・パートナーシップ、GPEと略しているが、前回の増資会合は2014年の6月にブリュッセルで開催された。それを踏まえて今年は増資会合に向けた活動が各種行われ、2018年2月にダカールで開催される運びとなった。それに関して、国際協力の中で教育分野は一つ大きなものであるし、日本政府も力を入れて来たと理解している。前回の会合からいわゆるポスト2015を経て、これからの教育目標であるSDG Goal 4の達成に向けて、国際社会の課題解決に向けて取り組むイニシアチブとして一つのランドマーク的な会議になると思う。その会合にはもちろんご参加されると思うが、我が国の教育分野へのコミットメントとさらなるリーダーシップをぜひ発揮して頂きたいと思い、本日、提案と質問を4点させて頂ければと思う。

まず、昨今の教育課題になるが、MDGsの流れの中で基礎教育はとても大きなものであった。また、SDGsに移行してからも中等教育まで射程を伸ばしたが、やはり初等教育を改善しないと中等教育は伸びないので、初等教育の改善が引きつづき一つ大きな重要事項であると言える。そういった中、質問主意書にも書かせて頂いたが、まだまだ多くの途上国には学校に通っていない人が多い。また、多くの国が紛争や災害の影響を受けており、なかなか継続的な教育を受ける機会を確保することが難しい状況になっている。これを踏まえ、国際的な開発潮流は、やはり教育への視点を今一度見直そうとしている。例えば、簡単に記載させてもらったが、世銀が発表しているWorld Development Reportで今回初めて教育がテーマとなった。ここでは、社会課題が多様化し、また複雑化しているが、そういった課題解決には教育的なアプローチ、もう少し言うと、学習のアプローチが重要なので、開発において教育への戦略的な取り組みが必要になっていると述べている。

GPEとの関係は、日本政府の援助方針との関係の中で戦略的に位置づけることが重要だと考えている。基本的に日本政府の援助方針はモダリティとしての技術協力、そして分野では高等教育、対象国としては中所得国において非常に経験もあり評価されている。一方、GPEは初等教育分野で財政支援を行っており、今後はさらに緊急下の教育と言う、昨今注目されている分野においても活動のスコープを持っている。日本の得意分野とバイでは出来ないような、マルチによるアプローチを補完する形でGPEと日本政府の援助方針が合致すると考えている。日本の教育援助政策の中でGPEを通じて戦略的に国際課題の解決に取り組むことをご提案し、そこへのコミットメントを、積極的な貢献をされることをご提案させて頂く。このような提案を踏まえて質問に移りたい。

一点目は、今回の会合ではドナー国から31億ドルのプレッジを得ることをGPE理事会は目指している。この会合における日本政府の拠出予定金額をお教え頂きたい。二点目に関しては、質問書の中で記載させて頂いたが、GPEの設立自体、もともとは世界銀行が主導したファスト・トラック・イニシアチブであった。その経緯から、初期の段階では財務省からも予算化し、拠出しておられたと存じている。そういった予算編成を今後検討される予定か。三点目に、昨年度に関して、日本政府はチャドの緊急事態に補正予算を活用して教育支援を行った。この取り組みは私どもの教育分野では大きなことで、と言うのも緊急下の教育は昨今とても注目されており、人道サミットでもEducation Cannot Wait Fundと言う緊急下の教育を支援する枠組みが作られた。そのような中で、このような支援をした実績を当ネットワークとしては歓迎している。さらにこのような資金の活用を今後も拡大・実施されていくのかどうか、これが三点目になる。最後に会議の参加者になる。本会合はフランスとセネガルの両大統領によるホストとなった。前回会合から、今回も各国からは要人の参加が見込まれている。そのため、日本からもコミットメント、リーダーシップを示す良い機会となるので、ぜひ閣僚級の参加を期待している。こちらに関して、こういったレベルの方が参加されるのか、教えて頂けると幸いである。

MOF松野下：

私から回答させて頂く。ご提案とご質問はありがたい。まず一点目の質問からだが、今度の増資会合での拠出計画について、GPE側からも日本側の拠出をぜひ宜しく願うとの話は確かに届いている。それに基づいてどう対応するかを検討しているのが直近の状況である。まだいくらかそれを示す段階ではないが、検討の中では日本の財政状況が苦しい中でどれほど拠出できるのかななどの視点や、日本の国民にどうご説明できるかの点も踏まえて検討している。まさに外務省と一緒にやっているところではあるが、引き続き検討したいと思っている。

二点目でご質問頂いた財務省から拠出があるのかとの点についても、先ほどの回答とほとんど同じになるが、これも検討中である。外務省もさることながら、財務省も国際協力の予算をどう組み立てるかを考える必要があるので、その全体的な中で、どう教育分野に支援するか検討を慎重に行っている。

三点目にチャドの話があったが、今お話あった通り、昨年度、チャドに対しては補正予算の形で0.74ミリオン円の支援を行った。これも外務省で行ったもので、今年度についても、窓口は外務省で行われている。もうすでに外務省とお話されているかもしれないが、外務省とGPEがやりとりしている状況であるが、今年に関しては適当なプロジェクトが提案されていないこともあって、今のところ実施の予定はないと承知している。

最後に四点目の増資会合の参加者だが、これに関しても先ほどの拠出額と合わせて検討中なので、現時点では未定で、これも外務省と検討を行っている。検討中ばかりで申し訳ないが、現状を申し上げると以上のような状況である。

竹内：

コメントになるが、GPE理事長のジュリア・ギラード氏が来日されて、その際には河野外務大臣を訪問され、日本政府の予算に見合った拠出をお願いしたと伺っているので、ぜひそういった拠出をNGOも期待している。補正予算については、緊急事象であるか、そこでのインパクトだとか、そういった国際情勢の流れの中で決めるものだと理解しているので、ぜひ外務省だけでなく、財務省も意思を発信して頂くとか、国際情勢の理解を深めることを連携して進めて頂きたいと考えている。最後に、ODA白書によると教育におけるODA予算が毎年減っていることが気になっている。基礎教育で学校に行っていない人たちが行けるようになるのは、とても大きなインパクトであり、国民の支持を得ることにもつながる。開発協力大綱も出来たが、やはりそういったところで教育にもう一度力を入れる必要があるとの点も含めさせて頂く。

柴田：

財務省と外務省の連携に関し、追加で1点コメントさせて頂く。先週、オールジャパンで取り組むイシューとして首相自らコミットもされたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの国際会議があり、一週間そちらに出席してきた。そこで参加者から評価されていたのが、麻生財務大臣がランセットと言う医学雑誌に寄稿されたこと。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジは、すべての人が適切な保健医療サービスを適時に適切な価格で受けられる状態にするものだが、そこにおける財務省や資金の役割の重要性について寄稿されている。それが国際機関や他国の参加者から大変高く評価されていた。やはりODA、国際協力の文脈においては技術サービスに加えて財務の部分は外せないで、教育分野についても、このような形で財務省から引き続きイシューの重要性と、財務の重要性を合わせて発信頂くようご協力を頂ければと思う。

MOF松野下：

コメントありがたい。しっかり受け止めて引き続き検討したいと思う。先ほど触れて頂いたが、世銀でも世界開発報告を出していて、おっしゃる通り教育が重要だと、特に学校に行っていないにもかかわらず実際には学べていないことが多く、教育の質をしっかりと上げる必要があるとの提言等が出されているので、そのような今後の潮流とかも含めて引き続き検討したい。ランセットにも触れて頂きありがたい。引き続きそういったご提言を踏まえて教育分野を検討したい。

MOF宮原：

ご指摘はいろいろありがたい。もちろん開発援助のフロントで何かアクションを行おうとしたら、やはりお金が付かなければならず、それは保健の分野もそうだ。おそらくランセットの文書の中で、我々も期待し、大臣が力点を置いていたのは、縦割り、個別のプロジェクトにスムーズにお金を付けることよりは、途上国の政府の中でベーシックな保健サービスの制度を作る時に、これはその保健や医療のエキスパートの世界の話であることを理由に、財務大臣あるいは財務省の人間はどかっと座って、要求を待って偉そうに査定していれば良いわけではなくて、どうやったら持続可能な医療、保健の仕組みができるのか、そのために中長期に見てどのくらいのお金が必要なのか、持続可能な形で調達するためにはどのような調達の仕組みをつくるのがベストなのか、仕組みを考えるとちゃんと財務大臣、財務省が

役割を果たすべき、と言うのがあそこに込めたメッセージだった。同じことは開発のフロントでも当てはまると思うが、そういう奥の深い、先の長い取り組みであると補足させて頂く。

竹内：

最後にコメントさせて頂く。財政支援は大きな役割を含めているものだと理解している。やはり個別プロジェクトで、例えば教員が育成された授業がちゃんと進むようになったとは言っても同時に教員の給与だとか、または学費の無償化を始めるだとか、どうしても財政支援が必要な時期になってくることは現実としてある問題である。一方で、おっしゃる通り政府の中でその予算をどう確保するのか、そこに対する執行をどのように持つのか、それに対して徴税をどのようなメカニズムで行っていくのかといった点は、財務のところだと思うので、教育分野における財務の改善についてもスコープや関心を持って頂ければと思う。

議題 2：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）に関する評価と世界銀行・アジア開発銀行の今後の関与について

東：

今回メコン・ウォッチからはラオスのナムトゥン2水力発電事業に関する評価と世銀・ADBの今後の関与について議題をあげさせて頂いている。この関係について財務省定期協議で何度も取り上げさせて頂いており、宮原審議官が機関課長の時代にも何度も取り上げさせて頂いている議題かと思う。今年に入ってから2月に続いて二度目の議題になる。今回の議題の中では二つの影響地に関する質問を中心にさせて頂く。一つは、ダム貯水池の建設による移転地域と、もう一つはダムの放水によって増水するダム下流の地域についてである。まず一点目の移転地域については、もともと2015年末に移転実施期間が終了する予定だったが、長期的には生計回復が達成されていないとのことで2017年末、今月末までに2年間延長されている。一方でこれまでの外部専門家パネルなどの報告書を見てもなかなか安定した生計回復の道筋が出来ていないのが現状である。

二点目のダム下流の地域だが、これは2014年に下流プログラムが終了しているが、これまでレポート等によれば、終了後もラオス政府と協力してモニタリングとかアクションプランの立案などを協力していると書かれているし、私どもとの会合の中でも（モニタリングを継続していると）おっしゃっている。一方で、こうしたモニタリングの報告書だとかアクションプランは、これまで情報開示請求しているが、公開されていない状況にある。こうした中、今年、2016年7月の時点でこのプロジェクトの評価を世銀は moderately unsatisfactory としていたものを今年度に入ってから、moderately satisfactory と引き上げている。ただし、レポートを読んでも、具体的にどのような基準で引き上げたのか、私どもには見えない状況がある。

以上が簡単な背景だが、それに沿って今回質問させて頂く。質問は繰り返さないが、主に、現地の移転実施期間の終了における判断とこれからの世銀・ADBの関与について、それから移転実施期間に関する情報公開についての質問、下流地域についての情報公開と環境社会配慮への対応、事業全体の評価に関して、財務省のお考えを伺いたい。以上あげさせて頂いた質問に沿ってお答えを聞かせ頂ければと思う。

MOF向井（豪）：

まず、1点目、RIP、改めて終了に向けてとのことである。年内の生計回復の達成は難しいと推察されるとのことで、そうした長期的な生計回復の担保がなければ、まだ終了すべきではないとのコメントを頂いたと認識している。まず、私どもの見解だが、ご指摘の通り、まさにこの移転住民の生計回復は非常に重要な課題であると考えている。その上で、今年6月に公表されているISR、ナムトゥン2の実施レポートであるが、移転住民の所得のincome targetを満した割合が今年4月時点で98.2%とのデータも出されている。このプログラムの終了については、先ほどおっしゃられたように、これまでの経緯としていたPOE、先ほどおっしゃっていた外部専門家のパネルだが、彼らからの提言に従って、2年間の調査に至った。現在検討されているのは、長期的な生計回復が重要であるとの問題意識を踏まえて長期に渡る観点から2015年、2035年までを対象としたMTDPが策定された。これはMedium Term Development Programで、より長期な家畜や余剰支援を含むプロジェクトが検討されている。そういった面で、私どもとして、今後やるべきことは、こうしたプランを適切に実施されて、オペレーションが担保されるようにする。先ほどのモニタリングにも繋がるが、そのようなところを促していくことだと思う。

続いてRIPに関する情報公開である。事前に頂いた質問等の中にはLoA、即ちList of ActionsとかCAP、Comprehensive Action Planが公開されていないとのことであった。これらの文書を公開すべきではないかとの問題意識を頂いている。まずはこの問題、幾つかの観点からお答えすることができるかと思う。まず、一義的にはこう言ったLoAやCAPIはもともとその策定のプロセスで様々なその関係者と一緒に策定して来た。一義的にはラオス政府が、現場の方々を含む共同ワーキンググループの取りまとめ役として策定したものであって、どうしても公開云々に関しては彼らの政府として決めることである。ただ、私どもも一般論として当然ながら必要な情報を公に示すのは重要だと考えている。こうした観点を踏まえて特にLoAについてはすでにホームページにその概要が表に示されていて、なおかつ、やるべきことの一覧表みたいなものも示されているという認識である。こういったことも含めて改善を目指すとして認識している。MTDPに関しても同様なご質問を頂いたが、これも同じような回答になる。

続いて下流プログラムである。世銀としてその結果を公開すべきであると、モニタリングを待っていると言っているが、その結果を公開して欲しいとのこと。それに対する財務省の見解を頂いている。私どもも質問頂いてから世銀側と色々やり取りをさせて頂いた。世銀側によると、ご指摘の情報は、実はホームページで最近出したといった話もあり、網羅的にきちんと皆様のご期待にお応えできるものが入っているかどうかは要確認だが、後ほどURLをメールで補足させて頂ければと思っている。

Coastal Erosion、河岸侵食の被害について、今下流プログラムの移管後でも必要な対策をするべきではないかのご質問を頂いた。この問題だが、まず世銀として、この下流プログラム以外にも例えば、水源管理だとか、通常業務で諸々の事業には取り組んでいる。私も今回メコン・ウォッチのホームページで色々確認させて頂いて、生物多様性とか環境の問題、そういったところへの対応とか、貧困層への対応強化であるとか、支援を継続する話であるとか。私も世銀事務局側とやり取りする中で、担当チームがプログラムは終わっているがまだ現場にいるとの心強い話もあったと思いながら今聞いていた。特に河岸侵食の話であるが、防災も違う文脈で語られるものだと認識しているが、まさに防災と言えば、私どもの開発課題の中で、日本が重視するポイントと考えているから、そういったことも踏まえながら引き続き対応を適切に、注視したいと思う。

財務省としての成果と課題、どう評価しているか、のご質問である。まさにこのプログラムが下流地域に住む人々に対して、そうした人々が受ける生活への悪影響を改善するプログラムであり、すでに2012

年に電力公社に委託された経緯がある。本事業もISRレポートを見ると、政府による下流域において影響を受けた住民の生活は回復したとの認識が示されており、2014年に下流域のRIPは終了したと言っている。ただ実際に外的にプログラムは終わったが、重要なことは世銀の現地事務所を通じて下流域の影響を最小化する政策であり、生活状況を重視しながら必要な支援に取り組むことが必要だと考えており、それを促したいと考えている。

最後の事業全体の評価の観点から2点頂いている。先ほどもおっしゃって頂いたように、satisfactoryに引き上げられたとのことだが、私どもも世銀事務所と話しているが、まさに流域管理におけるガバナンスの強化が進んだこととか、ラオス当局の財政管理が向上したことに注目している。そういった引き上げの評価が妥当と考えるかとのご質問ではあるが、この点は正直に申し上げると世銀として進めている事業に対する世銀自身の評価について、ましてや変更について、それが適切であったかどうかについて我々が返事させて頂くことは難しい。より重要なポイントとしては、その事業の評価が変わったことについて、それが事後的にどうかの解釈よりかは、むしろ今後それに向けて、下流域で影響を受けた住民に支障が出ないようにすることが重要だと考えており、状況の注視だとか必要な支援に取り組むことに関して、そういう観点から世銀等とやりたいと思う。

東：

それではそれぞれの点についてこちらからコメントと再質問させて頂きたい。まず、1点目の移転実施期間の終了の決定について、一つは今年の調査で98%以上の収入向上が確認されたとのことだが、これまで何度かご指摘させて頂いたように、我々が現地に行って移転住民に話を聞くと、収入は向上しているが、一方で買わなくてはいけないものが増えている。つまり、移転前までは自分でお米を作って生活できたものが、それができない。お米は買わなくてはいけない。居住地の生活が向上していると思うが、そうした中で、例えばバイクのガソリン代だとか、そういうものも増えてくるし、お金がない、収入が向上しないと暮らしていけない。見方を変えれば、そういう状況に置かれている中で、やはり移転住民が一番懸念されているのは、長期的に収入が確保できるかどうかだと思う。移転プログラムの中で最も上手くいっているのは漁業とのことだが、これが他の地域を見てもある程度経過すると（漁獲量が）減るケースが見られるので、本当に漁業だけでやっていけるか不安があるだろう。農業や林業もほとんど動いていないと認識しているし、小規模なビジネスは成功している人もいるが、そうでない人が多い状況は、POEのレポートには書かれているかと思う。したがって、RIPの終了に向けての判断の中でincome targetだけを見ていると、本当に長期的な生計ができるかどうか見えないと思うので、もう少し総合的な判断が必要になると思う。

終了後も、先ほどの話だと、やはりプランが適切に実施されることを担保していくとの心強い言葉があったが、気になっているのは、世銀、もしくは日本政府として、仮にプランが適切に実施されていない場合に、移転プログラムを実際に運営しているラオス政府に対して、何か働きかける権限があるのかどうかということだ。例えば、こちらも不勉強だが、事業のコンセッション契約だとか、ラオス政府とのやり取りの間でどのようにレバレッジが担保されているのかをお伺いできればと思う。

木口：

追加で、具体的な協議の場などがもし想定されているものがあれば、それもお伺いできればと思う。今、ラオス政府に働きかける場のことである。

MOF向井（豪）：

大変意義深いものを頂いたと思い、こちらは大変感謝している。まず、レバレッジのご質問を頂いている。要は世銀・ADBがこの先どういうレバレッジを持って臨んでいくのかとの話。あと2点目は協議の場について、今後ラオス政府とどのような場を持って共有するのかである。いくつかの次元からお答えできるかと思う。例えば、ADBでもそうだが、世銀の場合で申すと、国別に中期開発計画を作っており、ラオスの場合、ちょうどまさに2017年から2021年までの間のスパンで国別戦略を作っている。そこを丹念に読み込むと、まさにナムトゥン2の問題も当然記述されており、そのレジームの必要性、特にその移転住民に対する生計の維持、所得の安定の重要性は当然含まれているので、それが一つ。その上でだが、当然ながら現地事務所もやり取りを継続している。先ほども簡単に触れさせて頂いたが、まさに当該プログラム担当者が現地を追って引き続き協議をする話になっているので、そこはもうプログラムが終わったからもう知らないとの話ではない。まず、具体的なレバレッジの話との関係で言うと、まさに諸々の通常業務の中で当然ながら、この事務所と政府はやり取りもあるので、この部分だけ見るとそれで完了するが、いろいろな政策課題を議論して行く中で、世銀が色々なやり取りをする中で、効かせることができる。参考までに申し上げておくと、POEには、Panel of Expertsが、彼らのレポートである25次レポートで、今後の中期的な開発課題をどう考えるのかについて、Shifting primary responsibility for development to District and Villages will require strengthening the relevant District Officesとあって、世銀だとかドナーにべったり頼るよりかは、少しずつ独り立ちするプロセスをサポートするといった、そういう力点の違いみたいなものがプロジェクト終了直後からやや変わりつつある。お答えになっているかどうか分からないが、以上である。

東：

今の点について幾つかコメントだが、まず一つは、今後も世銀事務所とラオス政府のやりとりは続いていくとのことだが、これまでのラオス政府のやり方を見てみると、もちろん世界銀行から指摘された点を受け取ると思うが、どれほど実行できるかと言うと、私たちはラオス政府の運営能力と意志に関してはかなり疑問を持っている。単に世銀とラオス政府がコミュニケーションをとって問題を指摘したからと言って、それが現場で暮らしている影響住民の生活の改善に繋がるかと言うと疑問がある。もちろん世界銀行の責任としては問題をきちんと指摘するとか、改善策を提案すると思うが、どれくらい政府がそれを実施すると担保するのかが大きな課題なのではないかと思う。また、これまでのラオスの人権状況を見ると、例えば2012年に行方不明になったソムバット・ソムポーンさんという社会活動家がいる。ラオス政府の関与がかなり疑われる中で、行方不明になり、今まで情報が出てこない。その後何が起きたかと言うと、それ（同じような目に遭うこと）を恐れてラオスの市民社会が萎縮してしまっている。つまり政府に対して（否定的な）発言するとかいう目に遭うとの強いメッセージだったと思われる。真実がどうあれ、多くの市民社会がそう受け取っていて、実際には発言できない状況がある。その中で、政府が主体的に（移転プログラムを）進めるにあたり、これまで私たちは、世界銀行が約束したことを出来たか、出来ていないかの視点でこのプロジェクトを見てきたが、ラオス政府にプロジェクトが移譲された後の現地の人々の立場に立ってみると、本当に生計回復ができるかどうか、問題が発生した時に、きちんと異議申し立てとかの訴えができるのかと言うと、大きな疑問がある。そうした中で、世銀・ADBがレバレッジ、つまりラオス政府に対して発言力とか、実行を担保していくのが非常に重要だと考えている。

情報公開についても同じで、もともとこのプロジェクトが開始される前に、多くのNGOが反対していた理由の一つは、ラオス政府の情報公開に関する透明性の欠如なので、このような国に対して大きなプロ

ジェクトをやるなと主張していた。ラオス政府の判断で公開はできないと言われるのは非常に残念と言うか、本来であれば、そこは世銀・ADBとしてそういうものを担保した上で、このプロジェクトを進めて行く必要があったと考えている。

続けて、下流の問題に対してだが、何度かこれまで世銀にも最近のレポートが公開されているかとの質問を出させて頂いたが、最近出たとのことなので、URLを送って頂いてこちらでも拝見させて頂きたい。一方で、昨年7月に木口が現地に行った時に、河岸侵食の問題が発生している現場で、その地域の方がおっしゃっていたのは、まず誰が責任主体なのか分からない、つまりプログラムが移転しても、世銀に言えば良いのか、現地政府なのか、村のレベルでは伝わっていない状況がある。先ほど例えば、世銀の方が現場にいるので安心とのことだったが、実際にそこで暮らしている方にとっては実はそうではなくて、問題を誰に言ったら良いか分からないし、ラオスの政治社会の中でなかなか政府に対しては発言ができない中で暮らしているのが実情だと思う。この下流についても生計は回復したとのご判断がなされているが、これは今年の1月に私自身が現地を訪問した時も、下流プログラムの中で行われた村落基金を使ったプロジェクトの失敗、例えば、養魚池を掘ったけれども魚が育たないことで借金を背負って、出稼ぎに行つてそれを返したとか、そういうことが起きている。数字だけで見るとどうしても現場とのずれがあると感じている。

木口：

情報公開されているとの件で、見落としていて大変申し訳なかった。ただ、そういった情報もウェブサイトに乗っているとのことで、地元の方が見る機会とかアクセスする方法が、今まで全然確保されて来なくて、私たちのような外部の人間が外から見てわいわい言っている形になっている。実際に私どもが現場に行くと、村人たちが全く違う見解を持っていた。それから今回この件もウェブサイトで公開されていたとしても、それを住民の方、村にいる方がそれを見て理解するのは不可能だと思う。それを何かコミュニケーションするような方法まで世銀の方が担保しないと、現地の方には伝わらないのは非常に大きな問題だ。河岸侵食の原因は気候変動とか色々なことをあげていたが、確かに原因を特定するのは非常に難しいのはこちらも理解しているが、やはり現地の方たちが苦情を言っていたのは、過去にはなかったことがダムができてから起きているので、これはやはりダムのせいじゃないかと思っていて、その疑問に答えられることを何か提供していかなければならないし、実際に開発の現場として問題が起きているのだから、問題解決に取り組んで頂けたらと思う。それから問題がないと判断されるのは、やはり世銀にあがってこない問題があると思う。実際に、異議申し立てシステムがあることを知らない、直接村の方から伺っている。そういう形で、そもそも苦情があがって来ない社会状況がある中で、私どもと皆さんの認識が違ってしまう。もう一度指摘させて頂きたいと思う。

東：

そして全体評価のところに入る前に確認だが、まだ11月に第27回のPOEの調査が実施されたと聞いているが、この報告書はいつ公開される予定か。

MOF向井（豪）：

来年2月の目処で公表されると聞いている。

東：

これは財務省より世銀に言うべきだが、第26次の報告書について6月に調査が行われて報告書が発表されたのがいつなのか分からない。というのは、私たちもこの調査の報告書が出るのを世銀のウェブサイトとかを見てチェックをしていたが、少なくとも11月末の時点で世銀のいつもPOEのレポートのリストが出ているページにも第26次のレポートが掲載されていなかった。今は掲載されているが、おそらく11月末が12月くらいには発表されたのではないかと思う。当初、非常に分かりにくいところに第26次報告書がアップされていたため、公開されていることに後から気づいた。このような情報公開の課題があるので、世銀の方にも申し入れたいと思うが、ご指摘して頂きたい。

全体の評価についてだが、一つ、理由として流域管理だとかガバナンスとか、財政管理の向上があげられている。しかし、流域管理のガバナンスをラオス全体で見ると、例えば、今進行しているメコンの本流ダムに関しては全く情報公開がされないとか、事前のコンサルテーションがない。意見交換がないままどんどん事業が進む状況が起きている。財政管理についても、ナムトゥン2に関して、私どもの理解では、直近のこの会計監査レポートがまだ世銀も入手できていない。もう直ぐ出来る予定だと思うが。数年間に渡って、会計監査報告書が世銀としても入手できていない状態で、どこまで財政管理が改善されたと言えるのか、疑問に思っている。

それから、最後の質問のところ、世界銀行の評価に関しては財務省としてはコメントする立場にはないとのことだが、このプロジェクトのもともに戻ると、世銀・ADBがこのプロジェクトの支援を決定したのは、日本政府の判断、日本政府がこのプロジェクトに賛成したのが非常に大きい。その前の時点でメコン・ウォッチを含め、NGOと財務省の間でこの定期協議の場で何度も協議をさせて頂いていた。定期協議の歴史の中で、おそらくナムトゥン2だけだと思うが、融資契約が終わった後に臨時協議という形で、日本政府がどのようにこのナムトゥン2関係の判断をしたかの議論があった。日本政府としてもこのプロジェクトを支援するのは開発機関のミッションであり、パッションを持って取り組むとの話をされていて、そういう経緯を考えると、世銀の評価に対する日本政府の評価はさておき、この事業を推進した日本政府として、そのとき約束されたことで何ができたか、できなかったか、そのときに見通していたことで、変わったことは何だったのかを評価する必要があるのではないか。おそらく公開されることは難しいかもしれないが、これから他の事業を日本政府として支援する上で、一つの事例としてこのナムトゥン2の教訓をどう活かすのか、日本政府や財務省としてもきちんとした評価をして頂きたいと考えている。

木口：

蛇足になるかもしれないが、流域管理のガバナンスの点。先ほど東も言ったように、メコン本流にダムを作ることで、メコン川委員会の中で流域国が協議をする場があるが、ベトナムだとか、カンボジアが、異論を唱えたドンサホンダムは事業が進んでしまっている。その決定の過程も非常に曖昧で、合意があっても何か対策を取って進んだと言うよりも、多少の累積影響調査をやることは決まったが、調査をやることとダムの建設が同時に進んでいる状態で、私たちから見ると、きちんとガバナンスが機能しているようには見えないし、調整機関も機能しているようには思われない状態になっている。そのドンサホンダムだが、タックスヘイブンに持ち株会社のようなものを作ってそれがラオスの管理会社を監督する形になっているので、本当に歳入がラオスに落ちていくのが非常に疑問だと思っており、これも水力発電ダムでラオスの開発をと言う皆さんが進めていらっしやった政策が本当に今後うまく機能するか、懸念を持っているところで、参考までにお伝えした。

MOF向井（豪）：

非常に貴重なご意見を頂きありがたい。まさにご指摘頂いたように、日本政府の視点として、プロジェクトが終わったからおしまいでは当然なくて、これは引き続きしっかりフォローして行かなければならないし、なおかつ世銀・ADBがしっかりやっているかを注視してモニタリングすることが重要だと思っている。例えば、2012年に電力公社からラオス政府に移管されたが、世銀からプロジェクトのアップデートとして、直近で出されているものは今年の11月であったが、世銀としてもプロジェクトをやっておしまいとは考えていないとみられるので、そこも引き続きお互い連携しながら、と言うと本当に失礼かもしれないが、議論にコミットして頂ければと思っている。一点、河岸侵食のところでは結局誰がやっているのか分からないとのご指摘を頂いたと思う。実はこれはまさに流域管理のガバナンスの話に関係していて、これまでは地方で色々バラバラにやっていたものだから、結局何が問題だったかと言うと、これまでは対応できない理由として、そもそもそれができる人材がいないので対応しようがないと言うか、対応できない問題が結構あって、まさにそういうところを中央に寄せて国の機関として意思決定メカニズムをしっかり整えることで、必要な人材を配置したり、より戦略的なアプローチを獲得したりすることができるようになった。そういう面が一つ評価されて、全体の事業の評価がmoderately satisfactoryに上がったと、それも一つの要素だったと認識している。当然ながら引き続き注視をしていく。

MOF今村：

今回初めて参加させて頂く。個別の件に関しては向井からお答えさせて頂いているが、私もADBに4年間スタッフで、スリランカ、バングラデシュ、モルディブで一年の3分の1くらいを現地でプロジェクトを作る仕事をして来たので、ご指摘頂いたような現場レベルのものを、私も非常に個人的な体験としてよく共有できる。ご指摘頂いてありがたいと申し上げたい。ご指摘頂くことで、今後我々がプロジェクトを考える際、日本政府の対処方針を作る際に重要なポイントとなると思うので、十分取り組みをさせて頂きたいと思うし、それから評価に関して、評価が良いか悪いか、なかなかコメントが難しいが、おっしゃる通り、評価書から何を学ぶか。それを次同じようなプロジェクト、もしくはラオス全体の国別戦略等々を作る際にどうやって活かすかは重要な視点だと思っているので、それは、評価が良いか悪いかを超えて、その中身等々をよく勉強させて頂きたいと思っている。

議題3：JBICとアフリカ開発銀行のナカラ鉄道・港湾事業（ヴァーレ/三井物産）への融資決定について

渡辺：

この協議会でも過去に何回か協議をした。その中で、当方が現地で住民・農民、市民社会と行って来た調査に基づいて、この鉄道開発が地域の住民に及ぼしている、特に被害、影響について、ここでお伝えして来た。それに関して、モザンビーク政府のガバナンスの問題などを議論して来たが、その中で、確かJBICから融資はまだ決定していないとお話を頂いていて、そのために別途協議の場も持つようになったが、この11月28日に、融資が決まった。その前に、色んなメディア、毎日新聞とか、他のメディアで、この融資が間もなく決定すると報じられたので、驚いて連絡し、お電話を頂いたところ、11月20日時点で融資決定時期は未定と言われた。なぜ時期が未定かと言うと、「融資決定」との言葉の使い方がそもそも我々の認識と違ったことが良く分かった。私たちみたいな一般市民から考えると、融資の決定は融資をしていこうという方向で、契約の内容を検討している段階で融資を決定することが決まっていると理解するが、JBICの見解では、契約内容に合意した時点で融資決定だと言われた。当方としては言い訳にしか聞こえなかったため驚いたが、こちらとしては今後の学びとなった。

そういったことがあって、この事業の背後にある状況として、ここの背景のところにも書かれているが、メディアなんかではやはり中国との競争といったことが書かれたりしている。一方で、2ページにあるが、この開発がナカラ経済回廊開発、JICAが中心になって現地で策定などを行っていると思うが、石炭の開発、天然ガスの開発、港湾開発、そこに農業開発が連動する開発である。なので、鉄道の話だけをしていれば良いわけではなく、不可分一体でこの鉄道開発が与える影響は非常に大きいものがある。そういう観点から我々モザンビーク政府のガバナンスについてこれまで議論して来たわけである。結局融資が決まってしまったので、今後どのようにリスク管理するのか、住民への影響を最大限に抑えるのかを知りたいことから、今回の協議に挙げさせて頂いた。

論点としては、一つは今も申し上げたように、ガバナンスの問題、あとはここのご回答には頂いたが、三井物産への融資である中で、融資決定に際して環境影響評価の内容が我々は知りたい。と言うのは、先ほど申し上げた我々の現地調査ではやはり被害の方が大きく見えてくる。それは強制移転であったり、その鉄道が敷設の仕方であったり、様々なところで見えてくる。そういった中で、その環境影響評価をどのようなことを行って、どのように判断したのかをここで問い合わせたところ、契約書を結べば英語版が公開できるとあるが、その契約書の中身を見ると非常に危ういもの、私どもの方から見たら守秘義務の内容が危ういものである。私たちは一企業、民間が行うことではあっても税金が投じられているため、この場で協議をしている。それをやはり市民としてモニタリングをしたいために、資料の公開を求めている。ところがこの守秘義務契約書が、頂いた資料を使ったり、何かその情報を外に出したりすれば、こちらが訴えられかねない中身になっている。なぜ民間の企業だからと言って税金を使った事業において、そのような契約書が一方的に送り付けられるのか疑問に思う。そうした情報公開の問題もある。また、私自身これまで、主にODAの方だが、モザンビークの現場で調査を行いウォッチをする中で、この8月からモザンビーク政府からビザが発給されず、入国拒否にあっている。そのような中で、公共機関が管理する事業だが、我々日本の市民が調査できない中で融資決定が、税金を投じる事業の融資決定が行われたことに驚愕している。

2点目が先ほど申し上げた中国との競争が背景にあって、そのことで、もちろんJBICのミッションなり、やることは分かっているが、そういうことでやはり現地の住民に被害が及ぶのは、あってはならないことであるので、その辺りの背景などを確認したいと考えている。もう一つが農業関連のことで、先ほどここも申し上げた通りである。

質問が4ページ目にある。一つが融資決定。融資決定、私が言うのは契約書の中身を云々して融資が決定されたときではなく、環境影響評価が行われ、これから契約を結んでいこうと判断したタイミング、動き出した段階で、その政策決定の土台に関する質問として5点あげさせて頂いている。また、その他JBICに関する質問とアフリカ開発銀行に関する質問をあげさせて頂いている。事前に資料をとお願いし資料を頂いたのはありがたい。だが、事前に聞きたかったのは、こうして出された生データの資料に基づいた上での回答、質問に対する直接的な回答が事前に欲しかったので、その点についてはほぼご対応頂けていないと考えている。時間の都合上簡潔にして頂かないといけないが、質問にお答え頂ければと思う。このため、資料の中身の説明については不要である。こちらの方で一部すでに目を通し始めているし、今後目を通すので、ここにある質問に直接的にご回答頂ければと思う。よろしくお願ひしたい。

MOF佐藤：

では、質問に対してこちらから回答させて頂く。よろしくお願ひしたい。本件について話を始める前に、まずそもそもモザンビーク政府向けのファイナンスとモザンビーク国内の民間事業者向けのファイナンスの二つを峻別する必要があると考える。まず一点目、モザンビーク当局向けのファイナンスについて。モザンビーク政府に関するファイナンスに関しては、ガバナンスの問題を十分に踏まえた対応が必要となる。そのため、IMFやドナーコミュニティは資金用途を定めない、通常の一般財政資金を停止している状況である。一方で、資金用途を特定した支援、すなわちプロジェクト型の支援については案件毎に判断する対応を取って来ている。実際、世界銀行では、今年の7月以降にプロジェクト型の案件を4件承認している。

次は後者、モザンビークの国内の民間事業者向けのファイナンスについてだが、まずは資源価格の低迷やモザンビークの格付けの低下などもあって、モザンビークの投資環境は今悪化の傾向にある。民間事業者にとっては難しい環境が続いていると言える。こうした中、世銀グループのIFCは、今年6月にノルウェーの事業者がモザンビークの電力公社と共同で行う大規模な太陽光発電事業へのファイナンスを理事会で承認した動きもある。モザンビークのガバナンスの問題に関しては、援助コミュニティにおける共通認識である。一方で、ODA案件、民間事業を全面撤退すべきといった、そのようなコンセンサスはない。案件ごとに是々非々の対応が必要と考えている。

本件については、政府による公共事業ではなくて、民間企業が実施する事業になる。政府に貸し付ける円借款とは異なり、民間事業者に対する貸付に該当する。本件プロジェクトは民間事業者が自己資金で一度実施した後に、JBICやアフリカ開発銀行、民間金融機関から借り入れ、親会社に返済する構造になっている。鉄道・港湾施設の建設は完了済みで、石炭の運搬・輸出が始まってから既に半年以上が経過している。工事が完了してオペレーションは開始済みの本件だが、鉄道沿線住民の生活環境改善を図るためには、JBICやアフリカ開発銀行のように、国際的なスタンダードに基づくセーフガードポリシーを適用する機関を関与させ、継続的なモニタリングの仕組みを構築することが重要となる。JBICとしても、継続的なモニタリングを行い、必要に応じ、事業者や当局へ是正を求める方針と承知している。JBICやアフリカ開発銀行を排除してしまえば、国際的な監視のない中、民間事業者によるオペレーションの継続につながり、かえって地元住民の生活環境改善を困難とする恐れがあると考えている。

次に問2についてお答えする。今年6月に監査報告書のサマリーは公表されているが、監査報告書の全文公表は未実施の状況である。モザンビーク検察による捜査は続いているが、隠れ債務の用途説明までは進んでいない。民間債権者との交渉も進んでいないし、海外借入れにかかる利払停止も継続しているところである。以上によって、IMF支援プログラム再開の見通しは立っていない状況である。最新の状況としては、先週IMFの4条ミッションが終わって、その結果はプレスリリースでも公になっているが、今の時点でもIMFプログラムの再開について見通しは立っていない状況である。

続いて問3についてお答えする。私企業へのJBIC融資についてであるが、JBICは国際協力銀行法に基づいて活動する金融機関である。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としており、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や、日本の産業の国際競争力の維持・向上等、このような分野における金融業務を行い、我が国の国際経済社会の健全な発展を目的とした機関である。本件に関しても、海外で資源ビジネスを展開する日本企業に対するファイナンスの供与にあたり、今申し上げたJBICの設置目的に沿ったものだと言える。説明責任についてであるが、JBICは説明責任確保の観点から、情報公開を重要視していると承知している。JBICの環境社会配慮ガイドラインは、NGOなどのス

テークホルダーからの情報提供を歓迎する旨を規定しており、財務省としても適切な情報提供を促しているところである。特に、本案件については、財務省NGO協議会における意見交換を通じ、継続的なモニタリングの重要性が指摘されてきたところでもある。JBICとしても、アフリカ開発銀行と協調しつつ、継続的なモニタリングを実施することの重要性を認識していると承知している。財務省としても適切にフォローアップしたいと思っている。

続けて問4についてお答えする。こちら先ほどと関連するが、JBICは国際協力銀行法に基づいて設置された機関であって、業務の目的や方法について法律に定められたこと以外は認められない。本件のファイナンスは、鉄鋼生産に必要な原料炭の確保を狙いとしたもので、先ほど申し上げたJBIC法に規定する「我が国にとって重要な資源の海外における開発取得の促進」に該当するものである。また石炭輸出入を担保とすることで、償還確実性を確保している案件でもある。

最後、問5についてお答えする。JBICの環境社会配慮ガイドラインは、融資決定以降も、「一定の期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう、借入人等に対するモニタリングの働きかけを行う」ことを規定している。JBICは、本件のファイナンスにおいて、財務省NGO協議会などにおける意見交換も踏まえつつ、環境社会配慮ガイドラインに基づき、鉄道沿線住民などへの影響を継続的にモニタリングし、必要に応じ、事業者や当局に是正を求める方針と承知している。財務省としても、環境社会配慮ガイドラインが適切に運用されるよう、フォローアップしたいと考えている。

渡辺：

この部分の質問は「社会環境影響がネガティブなものとなった際の責任の所在」について聞いているが。

MOF佐藤：

責任の所在については、実施にあたり、ガイドラインに基づいて案件が進められて行くため、どの部分を誰が責任を負うのか、予め確認が必要と考えている。

渡辺：

それはもうすでに明確になっているのか。もし明確になっているものがあればぜひその情報が欲しい。

JBIC関根：

これまでもJBICはNGOの皆様と直接対話をさせて頂いて、環境社会配慮に関しては本日ご質問頂いた点、ご質問頂いていない点も含め対話させて頂いている。例えば、住民移転の話、あるいは周辺住民の生計への影響、コミュニティの分断についてご質問頂いており、それらの点に関しては、私どもの見解を文書でお渡ししている。今後も基本的な考え方としては対話を続けさせて頂くということであり、融資決定が終わりではなくて、従来も申し上げているようにAfDB等々と連携をして、しっかりとモニタリングをしていく。そこで関係者からの情報を集めて問題が生じれば確認をして、それが明らかになれば是正すべきところは是正を働きかける。こういう改善を様々な方を通じて働きかけるアプローチが環境ガイドラインの精神にも含まれていると申し上げたい。

その上で、ご質問のところに戻って、一部財務省のご説明と重複する部分は駆け足で進めさせて頂く。今回、中国との競争に関連したのではないかとのご質問を頂いたが、本融資は三井物産の、石炭を採ってそれを運びモザンビークから輸出し、それによって日本の原料炭供給の多角化を支援することを目的

としたものである。私ども国際協力銀行はいくつかの役割があるが、その中の一つに我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進をファイナンスで支援するとの役割がある。本融資はこの点に絞って、通常の資源ミッションのファイナンスとして検討し、今回融資に至ったもの。資金回収に関しても、これも財務省のご説明と重複するが、民間の石炭輸出を通じて得られた資金を原資として、本融資の返済のための海外の口座に振り込まれ、その振り込まれたものから貸付人が回収を行うという資金回収スキームを導入している。

それから、農業の関係のご質問があったが、ナカラ港は石炭運搬用の専用港であり、まさに目的通り炭鉱から輸送した石炭を輸出するための石炭運搬専用港であることを申し上げる。したがって、今回のプロジェクトと農業開発との直接的な関係はないが、今回の鉄道敷設に必要な用地の取得に際して、一部農地の経済的移転が必要になるという点がある。これは直接の対話でもご説明させて頂いたが、そういった移転に対する補償、穀物、栽培作物への補償、新たな農地栽培作物による収入が確保されるまでの収入補償を実施していることを確認している。その他、事業者として出来得る限りの対応として、農業生産性の向上を目指した技術支援を実施している。繰り返しになるが、本件については主に石炭輸送のための鉄道を整備し、それを積み出すための専用港を作るもの。

MOF牧野：

アフリカ開発銀行関連の質問を1から3まで頂いているが、全て公表されている事実関係についての質問だったので、先にお送りした資料の中に短くまとめさせて頂いた。そちらをご覧になって欲しい。

津山：

鉄道は非常に公共性の高いものでもあって、この鉄道は石炭を運ぶために新たに作った線ではなくて、もともとは人々が使っていた鉄道を改修、延長したわけである。今の話だと、まるでこの鉄道が全て資源を運ぶためのものであるような印象も受けてしまう。この鉄道はいったいどのくらい今も旅客のために、何パーセントが使われていて、その責任所在は誰なのか。旅客について地元住民が被害を被っていることも聞いているが、そう言った事実、その状況はどうかを確認したいと思う。

JBIC花形：

今頂いた質問だが、本件、鉄道の輸送キャパシティ、輸送能力だが、石炭を運ぶために必要な能力については年間1800万トン運ぶ輸送能力を有している。一般貨物については年間400万トン運ぶ能力を有している。頂いた質問の中で、公共性が高いとのことで、既存の鉄道を改修する部分と新しく新設する部分に分かれているが、これ以前、皆様からご質問頂いたが、旅客事業については既存の実際使用されている旅客に悪影響を被らない範囲での運行本数を維持している。一般貨物については先ほど申し上げたように、一部この鉄道を通じて輸送することもスコープには入っているが、あくまでも事業者としては経済合理性のある場合のみそういった事業を行うとのことであるので、基本的に彼らとして経済的に利益をあげられるビジネスと捉えているのは石炭輸送であって、一般貨物においてはそういった経済合理性が叶う場合のみ鉄道を通じて輸送されると認識している。

渡辺：

お答えからよく分かったのは、財務省はここまで、JBICはここまで、あとは三井物産、民間がやることで責任が不明瞭になっていること。現地の人にとってはそんなことは関係がなくて暮らし全般が影響を受けることである。なので、ガイドラインに沿って対応とおっしゃるが、実際に調査からすでに被

害が出ていることがわかっていて、ここで何度もお伝えしていて、その上でどうするのかを議論するのがこの場なのかなと思うが、そのための議論ができる土台がないと非常に強く感じた。

お答え頂いていない質問がいくつかある。その中にJBICに関する質問で、やはり具体性に欠けていたので聞きたい。NGOが報告した現地における環境・人体汚染被害、また人権侵害状況に対してそれをどのように理解し、どのような対応をこれまでの間具体的にとってきたのか、あるいは取れていないポイントがあれば、それを明らかにして頂きたい。先ほどおっしゃった通り、JBICが入ることでモニタリングができて事業が開始されるのであれば、そこが曖昧なままだと全然説得力がない。なので、我々がここで申し上げたことを踏まえて現地の情報をどう集めてどのような対応を具体的に誰と取ってきたのか、何が残されているのかをお答え頂ければと思う。

あとは情報公開の問題で、確か、鉄道の敷設・改修工事に伴って千箇所くらい影響を受ける箇所がある中に、特に強く影響を受ける88か箇所については具体的に改善をし始めているとお答え頂いたが、その具体的な資料が出てこない。その資料もやはりずっとたらい回しである。ここでお願いしたらJBICに、JBICにお願いしたら民間に、三井物産にとのことで、結局出てこない。でもこれは税金を使っている事業なので、やはり責任を持ってここで出して頂きたい。また、なぜここまでその資料が出ないのかが知りたいので、教えて欲しい。

あとは、JBICが入ることでガイドラインに則って現地の被害を少なくすることにこそ意義があるとあった。であればこそ、実際に影響が生じた場合の責任の取り方をどのように確保するのが見えてこない。先ほどのダムの話でもそうだったが、やったあとでモニタリングします、頑張りますと言って結局被害を受けるのは現地の住民で、そういった被害は不可逆なものが大半なので、本来であれば始める前に十分な議論をして検討して、融資の決定や政策が出てくるべきところである。融資が決まってからやる、しかも、もうすでに工事がされているとの説明をしていて、これからやるものはないから、融資をしたことの影響はないとおっしゃるが、逆に、既にされている工事の中で、被害が起きていることを調査に基づいてお伝えして来ている中で融資が決定された。今後さらなる被害が生じた場合に、どのように誰が責任を取るのか、財務省の見解をお聞かせ頂きたいと思う。よろしく願いたい。

JBIC花形：

最初にご質問頂いた、我々がどのように確認したのかのことだが、直接のやり取りの際にも説明したと記憶しているが、現地については2015年11月に、本件、900キロ以上に渡る長いものだが、その900キロ沿いの18地区を訪問して、各地区において約12程度のグループ形式にて面談を実施した。面談は現地住民の方々の面談も実施しているし、関係当局、環境当局との面談も実施した。誰がとのことだが、これはJBICのみならず、共有行であるADB、NEXIと我々の銀行団としてretainしている環境の共通コンサルも含めて、手分けしながら実際に現地住民の方々に環境影響の部分を確認した。先ほど渡辺さんからご指摘頂いた被害状況はまさしく今年の2月のNGO協議会の場から何度かご指摘頂いていると認識しており、その際に書面でのご回答に加えて、私どもの理解としては8月と9月に直接の面談も実施させて頂いて、こういったことについては、例えば強制移転なのではないかとか、通行が分断されることによって被害が生じているとのご指摘を頂いたと思う。それぞれの点に対して私どもからそれに対する我々の認識をお伝えさせて頂いたと認識している。時間が限られているので、再度ということであれば、以前頂いたご質問についてのご回答を改めて説明させて頂くつもりもある。その必要があればおっしゃって頂ければと思う。

JBIC関根：

情報公開のあり方について、ご関心のところを今日お話頂いたと思うが、この話に関しては英語版のEIA、事業者が作っているものを入手することについての要請があったと私は理解している。その後、作成当事者が事業者であるので、事業者と当行がお話をして、通常とは違うが、そういったものが入手可能になるよう配慮を働きかけさせて頂いた。その上で段取りがついたところで直接事業者の働きかけが済んでいるので、直接連絡を取って頂ければ所与の手続きを経て、入手可能だと思うとの話を8月にさせて頂いた。たらい回しとの表現が出たが、私どもの方は8月から一貫して情報を、資料について入手のご希望があった場合には可能な範囲内で入手に向けた手配をして欲しいと事業者に申し入れて、これが今の所何か拒絶されたことはないと理解している。今後も何かお困りのことがあれば、その話を事業者にしたいと思うし、私どもは様々な方々がご覧になれるようにとのリクエストがあったと聞いているので、そういった方々も手続きを経れば見て頂くことが可能であるとの説明を事業者からしていると聞いているので、その点は改めてお伝えさせて頂く。

JBIC花形：

一点だけ補足する。英語版EIAの話はこれも以前からご要望頂いている点だと認識しているが、EIAについては事業者としても現地語に基づいて作成しており、現地政府からオーソライズを得ている。一方で英語版に関しては彼らが内部検討のために作った仮訳なので、不特定多数の方に広く公開することを想定して作ったものではないが、直接的にすでに連絡を取られていらっしゃるNGOに対しては、きちんと手続きを踏めば、提供しても構わないとのこと。そもそも英語版については不特定多数の方々に多く広く公開することを目的としてはいない。

渡辺：

先ほどから出ている「書面で出した」と言うのはここで頂いたもののことか。あるいは個別の協議で書面は出たことはないが。

JBIC花形：

はい。書面については2月の協議会の際に、6月の協議会の際にこの場で提供させて頂いたと認識している。二種類。2月のものに対するさらなるご指摘事項に対して更に6月の際にご提供した。

渡辺：

今日は頂いていない資料を頂いたとのことか。

JBIC花形：

まさしく、今日渡した資料に加えて、先ほど口頭で申し上げたような確認の方法だとか…。

渡辺：

88箇所の方はお答え頂いていない。そして、もしこれまでに頂いている書面とお返事がこちらから伝えてきたことへの対応の全てだとするならば、やはり被害状況の回復や、今後更に被害が生じたときの責任の取り方に疑問を持たざるを得ない。全て具体性を欠く。どこで誰が何を行ってどういう対応が取られたのかが、頂いた資料では分かる内容になっていない。それこそ繰り返しになるが、前回の協議会、あるいは個別の話し合いでも同様の点をお伝えしていると私は認識している。もしそれが伝わっていない

いのなら、今ここで改めてお伝えしておく。当方ではやはり被害が回復されていないと確認されているので、申し上げておく。88箇所の点も、結局今日も資料が出ていないし、事業主と言うが、ここで議論をするより大きいレベルの話なので私もどうしたら良いか分からないが、資料が事業主のものなのでと言い、情報が、確かにこういう条件が整えば出すとは言われてはいるが、頂いた契約書がどう考えても市民社会のウォッチのためには使えない内容になっている。その事業のあり方だっったり疑問を提示して現地の人たちとも共有して状況を改善したりだとか、モニタリングするために使えないような confidentiality が非常に高いレベルで要求されている。翻訳作成元は企業だが、税金で融資されるので、市民が読めないのはおかしいと思っている。その在り方自体、融資が民間に行く際の責任の所在をどこでどう議論すれば良いか分からないが、その点に疑問を感じた。最後にお答え頂いていた88箇所の部分と、先ほどの影響が生じた場合の責任について最後聞かせて頂きたい。

JBIC花形：

88箇所のモビリティについては、引き続き事業者の方でご検討中とのこと。事業者の方で、こういった情報が提供できるのかを取りまとめているところなので、引き続き検討して頂けると認識している。先ほど渡辺さんからご指摘頂いた現地の人々に共有との意味では、もちろんご存知だと思うが、ポルトガル語では公開されているので、現地住民の方々にポルトガル語版をご覧になればお分かりになるのではないかと思う。

MOF佐藤：

ネガティブな影響の責任の所在について、結局一般的な答えにしかならないが、その原因はどこにあって、何によって起きたのかをしっかりと見極めた上で、然るべき責任の所在を確認し、然るべき対応を取っていくことが一番重要なのではないかと思う。先ほど、日本側の責任の所在が不明瞭だが、現地の人にとっては関係ない、との話を頂いた。財務省としてもしっかり当事者意識を持って、本件を注視して参りたいと考えている。

渡辺：

ありがたい。原因を誰がどう見極めるのかは気になるところだが、その辺りはまた議論を続けられればと思う。時間がない中、最後の確認だが、穀物ターミナルの建設は考えていないとのこと良いか。

JBIC花形：

考えていない。

議題4：ボツワナ・モルプレB石炭火力発電所1-4号機の民間売却と5-6号機の経済性及び電力購買契約への政府保証について（世界銀行及びJBIC関連）

田辺：

議題4のモルプレBだが、JBICの石炭火力発電の案件についてはこれ以外にもこの協議の場で、もしくは個別協議の場でさまざまな議題をさせて頂いた。我々から主に気候変動の観点と大気汚染や現地の環境、人権侵害等の観点からこれまで議論させて頂いたが、このところ幾つかの案件で経済的な面、つまり電力がどうやら想定したよりも伸びないので、やや過剰になってきているのではないかとのお話とか。それから、電力会社が財務的に厳しくなってきたのではないかとのお話があがってきている。当事者、

電力会社そのものから、報道なんかで出てくるものもあるし、現地の財務当局からそういった懸念があがっている。ボツワナ以外にもインドネシアとかインドとか、色々な国で石炭の案件がある国があがって来ている。特に独立電力事業者、いわゆるIPPのプロジェクトだと、現地の電力当局は電気を使わなくても一定の金額を支払わなければならない契約で交わされることが多く、他方、現地の電力会社は一般市民からは使った分の電気代しか支払われないので、IPPは歳入の歳出のギャップを生みやすい構造になりやすい傾向である。電気が過剰になりつつある中で、そういった債務的なものに直結していると我々は見ている。

この案件、モルプレBの案件に入るが、質問は3点ある。1点目は、モルプレBの1から4号機の、いわゆる世界銀行が融資したものだが、こちらはすでに事業完了報告書が出ており、レーティングはUnsatisfactoryとなっている。報道等では、この1から4号機は故障が非常に多く、維持費が高騰化していることを背景にしてボツワナ政府が民間企業へ売却を進めると報道されている。ボツワナ国民にとっては世銀から多額の債務を受ける中で、完成したらすぐに民間売却と。債務だけ負担してそういった資産は民間に行ってしまうとのことで、非常に本来は想定していない事態に発展しているのではないかと考えるわけである。このような事態についてどのような見解を持っているか。そして同国の電力石炭支援に際してこの案件から出てきた教訓はどのようにお考えなのか、お聞きしたい。

質問2と3はJBICの5-6号機、現在JBICが検討中の5-6号機である。こちらも報道等によるものだが、5-6号機の電力購買契約（PPA）はボツワナ電力公社（BPC）が使用量に関係なく一定の支払いをすることが必要であると報道されていて、ボツワナの中で電力供給量が需要量を超え始める2020年頃より、過剰生産に対して約220億円くらいを過剰に支払って行かなければならないことになる。BPC自体も財務リスクが高くなっていると報道されている。BPCはこういった契約の見直しを求めて、ボツワナ大統領に請願書を送付したとのことだが、このようなことについてBPCの経済性について及びボツワナの電力需要についてどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたい。

質問の3点目は、通常、電力購買契約に対して政府が保証をつける話があるが、ボツワナの場合にも政府が保証を求められている。925億円程度の預託が必要だと報道されている。同じく報道によれば、この融資規模は672億円なので、その融資金額をはるかに上回る高額な政府保証が果たして妥当なのかについて伺いたい。以上の3点だが、よろしく願います。

MOF向井（豪）：

まず世銀に関するレスポンスを私の方から回答させて頂く。質問頂きありがたい。私に対する説明だが、世界銀行に債務を返済する中で融資を受けて建設した資産の売却についてどのような見解を持っているか、なおかつ、電力セクターの支援への教訓は何かとのご質問であったと理解している。まずは1点目であるが、今回世界銀行だが、同プロジェクトについて、融資と保証をそれぞれ行っているという状況である。ご指摘があったように、融資については主に、送電システムや低炭素のエネルギーをどのようにして導入していくかということなど、技術支援、あるいは能力強化、キャパビルに用いられたと認識している。発電所の建設については残りの保証の方で対応をしたと理解している。別の民間銀行からの融資のバグストップとして協力されたと認識している。ご質問に対する答えだが、ややタイミングの問題で、現在まさにボツワナ政府の判断でこの1-4号機の売却を検討しているところもあって、ちょうどその関係者の間で協議が進行中であると理解しているので、詳細についての言及は控えさせて頂く。

2点目の電力セクター支援に関する教訓だが、プロジェクトの管理体制で、これに関する能力強化はやはり重要だとの話が1点目。2点目としては、電力セクターにおけるガバナンスが脆弱である本件のようなケースの話はやはりそのコントラクターだとかプロジェクト実施手段の慎重な選定が必要なのではないかと、そういった問題が重要になってくる。私からは以上である。

MOF佐藤：

続いて、問2と問3について合わせてお答えする。本件、報道等ではこのように述べられているようであるが、現状、本件はファイナンス・パッケージの内容を関係者間で協議している最中と承知している。そのため、現時点において、詳細に立ち入ることについて控えたいと思っている。他方で、ボツワナのマクロ経済の状況や電力セクターの状況については、本年7月に公表されたIMFのレポートの中で掘り下げた議論もなされているので、ご参考にご紹介したい。

まず、経済状況についてであるが、近年4から5パーセントの成長率を維持しており、堅調な成長を遂げていると言える。足元の課題としては2点ある。1点目はダイヤモンドへの依存が大変大きい経済構造になっている。こうした構造からの脱却が1点目。2点目は、民間部門における雇用の創出。今失業率が18パーセントと高い水準に達している。財政については、現状を申し上げますと、債務水準が非常に低く、財政赤字の水準も低い。つまり、健全な財政状況、財政運営がなされていると言える。重要インフラへの歳出の重点化や、適切な料金設定等を通じた国営企業財務の健全化に焦点を当てようとしている。最後、電力セクターについてだが、現在の電力セクターの監督機関であるBotswana Energy Regulatory Authorityの本格稼働を急ぎ、コストに見合った料金設定を確保することが重要であると指摘されている。簡単ではあるが、以上紹介させて頂いた。

田辺：

3番についても同じか。契約の内容はどの部分である。問3も今の回答に含まれているという理解でよろしいか。

MOF佐藤：

質問3についても、冒頭で申し上げた通りで、今協議中なので詳細の言及は控えたいと思う。

田辺：

契約の内容なので、とのことでは一定の理解はしているが、問2のボツワナの電力需要とBPCの経済性についてはJBICなり財務省が融資を行う上では非常に重要なファクターだと思う。特にBPCの経済性については、契約の部分も多少含まれるだろうが、ボツワナの電力需要の見通しに関して何かご見解があればお願いしたい。

JBIC関根：

電力セクターの話、広範に頂いているが、まずボツワナの電力事業の足元の状況は、おそらくご案内の通りかと存じる。今の需給だと、ボツワナは電力を輸入している状況である。それに対して少なくとも自給率を高める、そして安定的な一定のリザーブを持って自給を続けられるような状況にしていくことがボツワナの政策だと理解している。おそらく、公表データ等をご覧になると、むしろお詳しいのではないと思うが、例えば2017年にこれくらいの設備を確保するといった計画がデータ上は載っている。しかし、本日は2017年12月であるが、建設予定としていたプロジェクトが進んでいる、あるいは稼働し

ている状況だと認識していないし、このモルプレの5-6号機も今すぐに建設始めても到底ボツワナ政府の電源開発計画の予定には間に合わない状況。従って、現実的な観点からいくと、信頼のできるプラントを自分たちで確保して自給率を高めることが引き続き現実的に喫緊の課題になると理解している。多少評価も入っておるが、せっかくご質問頂いたので、そのように回答させて頂きたいと思っている。

IPPが負担になるとの質問はそれとリンクした話かと理解しているが、各国で国営電力公社にやらせるのか、IPPをやるのかは、スピード感だとか、コストとして民間の効率的な運営をして一定の責任を民間に寄せて安定的に稼働させるといった観点を考えると、IPPの方がトータルコストとして良い場合も当然ある。電力政策は、ボツワナだけでなくインドネシアの話もあったが、一定のバランスをとって効率的にかつ、コストも考えながらやっているのではないかなと思っている。さきほど財務省から言及のあったAuthorityについては、まさにご質問の電力公社のあり方とも関係するものであり、根本にあるのが国民に対する電力料金設定のあり方だと思うので、そこをきちんとグローバルな状況を見据えてフェアに判断する組織を立ち上げて本格稼働していると認識している。そういったところで新たな政策が掲げられて進んでいくのではないかと。これは余談ではあるが参考までの認識である。

田辺：

なかなか契約のことなので、我々自身も報道以上のことがどうとのことではないが、この石炭火力に関しては、従来からのご回答だと、相手国が必要であれば低炭素のものを提供していくと、そこを支援していくスタンスかと思う。果たして相手国、このような報道を見ていると、相手国が本当に必要としているのか、大きな疑問が出てくるわけである。当初は確かに必要だと考えたけども、よくよくいろいろな条件とか、いろいろな電力需要の見通しを見ていく中で、あとは再生エネルギーがものすごい勢いでコスト安になっている。そういった中で、彼ら自身がそういった契約を、本当に必要かどうか見直したいと言うのが、こういった報道の現れなのかなと私も感じているので、そこはJBICとしても必要に応じてとおっしゃるのであればその必要性についてきちんと説明できるようにぜひして頂きたいと、最後にコメントさせて頂く。

議題 5：インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る JBIC の貸付実行と環境ガイドライン遵守に関する確認および説明責任について

鈴木：

本議題も本協議会で何度も提出させて頂いているが、最近の進展も含めて財務省の見解を伺いたいと思う。最近のものとしては12月4日に住民側が環境許認可を問う訴訟を起こした。実際、今の時点では、公判のスケジュールは未定だが、準備が進められている。説明・質問等は長いので、簡単にするが、まず質問は5つある。1番、環境レビュー結果の早期公開を我々はずっとJBICに求めていた。それが、「精査中」とのこと、実際7ヶ月間、半年以上保留された。このように長期的に公開しないことは説明責任を果たしていないのではないかと問っている。JBICからの返答としては、精査中である、慎重に進めているとの答えだったが、この件に関して財務省のご見解を伺いたい。

質問2は、異例の事態だとJBICがおっしゃっているように、これは裁判が進むという意味で、不測の事態ではなく、予測できた展開だった。この異例の事態を避ける選択があった中で、あえて司法判断を待たずに決定に至ったことに関して我々は納得し切れていない。何度もお話ししているが、どうしても踏み

切ってしまったことを納得できない。今回もまた裁判が進んでおり、同じことが起こるのではと大変恐れている。との意味で財務省の見解をお伺いさせて頂く。

質問3だが、こちらも前回話をさせて頂いているがEIAの補遺版についてである。補遺版の発行プロセスが非常に不透明だったことを再三申し上げており、それに関して住民も納得しかね、いろいろなアクションをした。JBICのガイドラインにも反していると指摘させて頂いているが、この説明責任がきちんと果たされていないとの我々の見解に対して、財務省はどうお考えかを伺いたい。こちらからすると住民がきちんと参加していない補遺版の発行をある意味「体よく」使っていたとの感がある。これをきちんと精査したとおっしゃってはいるが、住民が参加していなかったことが分かっていたのに、これが出たので便乗したと思えるところもある。こういう姿勢を今後続けて頂きたくないの、その意味でご見解をきちんと伺いたいと思う。

4番目は環境許認可の無効が今言い渡されている状態で、新しい許認可の有効性に関わる訴訟が起こっている。今回12月に入ってだが、別件でインドネシアのインドラマユでも、JICAの案件で環境許認可に関して取り消しの判決が出ている。一つの国の中でこのように2件も環境許認可に関わる訴訟が起こり、住民勝訴で進行している中、重く考えて頂きたい。今回、行政訴訟が係争中の場合には少なくとも貸付実行をしないで頂きたい、と言うのが我々の見解である。JBICが貸付実行前に許認可の有効性及び発行手続きを含む状況をしっかりと確認して、説明責任を果たしてから進めて頂きたいとの点につき、財務省は今どうお考えなのかをご説明頂きたい。

5番目、最後だが、申し上げたようにインドネシアにおける環境許認可の裁判や住民の人権も含めてインドネシアの法令に関わる違反が問題になっている中、これが認められた時にどうするのか。行政訴訟の判決を待って欲しいと再三申し上げているが、「それは仮定の話であって、裁判で勝つか負けるか分からないので、仮定の話には回答できない」とお答え頂いている。しかし、こういった状況が何度も起こっている中、仮定の話だけでは済まない状況にすでに陥っているのではないかと思うし、これに対して、ガイドラインの規定にあくまでも従ってプロセスを進めて頂けるよう強くこちらからもお願いしたい。財務省のご見解をこの点についても回答頂ければと思う。

MOF奥田：

私からまず質問1から5までについてお答えしたいと思う。まず一点目に環境レビュー結果の公開の時期について。JBICからは、「融資承諾後に出された判決を踏まえ環境許認可に関わる訴訟の影響を精査中であったため環境レビュー結果を公開していなかった。訴訟や新たに出された環境許認可について精査を重ね先月11月に環境レビュー結果を公開した。当該レビュー結果においては、4月の無効だと示した判決も含めて本件の環境許認可に関する手続きの経過を公表している。」と報告を受けている。JBICは、今後他の案件についても情報公開の重要性、こちらもご指摘頂いているように大変重要なものであるの、それに留意しつつ環境ガイドラインに基づき適切に対応されるべきであると理解している。

二点目の融資契約締結について、判決を待てなかったのかとの点について。JBICからは、「JBICは訴訟の当事者ではなく判決の日程を正確に把握する立場にはなかった。そのような中で、判決が出た際にはその内容を精査し、環境ガイドラインに基づき必要に応じて改めて検討を行う前提の下で融資契約を締結した。実際にその契約は、融資契約の締結の後でも融資実行に先立ってガイドラインの適合性を改めて精査することが可能な内容になっている。」と報告を受けている。これらを踏まえるとJBICにガイド

ライン違反はなかったものと理解しているが、いずれにしても、財務省は所管省庁としてJBICが今後とも環境ガイドラインに基づき適切に環境社会配慮確認を行うよう監督していく所存である。

三点目の住民協議について。JBICからは、「事業者は、EIAの作成当時である2015年5月から地域住民に対する公聴会、説明会を複数実施し、これらの機会に住民から出された意見については、EIA及びプロジェクト計画に反映してきた。」と報告を受けている。これらを踏まえると貸付実行に関し、JBICに環境ガイドライン違反はないものと理解しているが、いずれにしても今後とも地域住民に対して適切な情報公開がなされるよう、JBICが事業者を促していくことが大変重要であると考えおり、必要に応じてJBIC自身も直接住民との意見交換を行うべきであると理解している。

四点目の今後の説明責任について。環境ガイドラインにおいてはその基本方針として「透明性とアカウンタビリティを確保したプロセスが重要であることに留意する。」とされている。JBICは、本事業について、今後ともそのような環境ガイドラインに基づいて適切に対応していくべきものと承知している。

最後に、仮に判決でまたインドネシア法令違反との指摘があった場合について。これは仮定の質問であるが、一般論としては、JBICは、環境ガイドラインの内容に従って締結された融資契約に従い、適切に対応すると考えている。

以上が1番から5番までの質問に対して我々からの回答であるが、これ以外にもご質問やご意見等に関して我々またはJBICからお答えを差し上げたいと考えている。

JBIC関根：

先ほど財務省のご説明の中で、必要に応じ、JBIC自身も直接住民と対話を行っていくとの認識が提示された点につき、説明している点と新たなものがあるが、私どもの精査の一環としてはまず事業者を通じた説明会を9月に開き、私どももオブザーバーという立場ではあるが参加をしている。さらに、JBIC自ら直接的な意見を伺う機会を10月にとっているし、最近でもまた現地に赴いて住民と状況確認をする形で、住民との対応を通じてどういう状況にあるのかを直接的に精査をして来た。今後もモニタリングの意味では、そういった対話を土台にしたいと思っている。また、そのような直接的なお話を聞く機会も含めて、まさに対話を継続させて頂きたい。ご協力をお願いします。

鈴木：

レビューの結果で精査中、今ご説明の中でも精査中との言葉が何度か出たが、精査中であれば環境レビューの公開を伸ばしても良いのか。状況が進んでいることは分かるが、だからと言って判断を下したことの裏付けの説明にはなっていないと思う。その点は、もうちょっと考えて頂いた上で、ご回答頂いた方が良いと思う。もう一つ、対話の点だが、住民との対話、実査および説明会等を色々やって頂いているのは十分承知している。住民が話したくないときもある。そのようなことも分かっている。対話とはそもそも相手の言い分を聞いた上で話が進むものだとは私たちは理解しているが、インドネシアのチレボンの住民たちは、事業を止めたいとの見解を出しているのに対して、JBICはあくまでも進めることを前提でお話されていて、きちんとした対話、要は対等な立場での話になっていないとの認識である。このような状態を続けていてもずっと平行線を辿ってしまうので、本当に心から対話をして話を聞き、住民の意見を踏まえてとおっしゃって頂くのであれば、もう少し考えて頂きたい。その点を改善させて頂けるような明るい見通しは来年に向けてないのか。

JBIC関根：

私どもとしては参加頂ける住民のお話を静聴することに注力してこれまで直接的な説明会において、聞くことを中心として対話を行って来たが、今後の状況も確認する。それによって当然、事実をより多く確認をし、その責任主体である事業者が必要であれば改善提案をするアプローチを継続する。傾聴する姿勢は変わっていないつもりであるが、そういったご指摘は頂いているので、私どもとしてもより意識を強くして継続する。また、住民の方々に普段から話を直接的に聞いていると思うが、そういったことを私どもの説明会の場でもお話頂くようにアプローチして頂くのも一つのあり方だと思う。しっかりと事実、現実、考えていらっしゃるものをこれまで以上に、あるいはこれまでと同様にやって参りたいとの意識、これを明るく思ってもらえるかわからないがやって参りたいと思う。

JBIC池原：

今関根からもご説明申し上げた通り、これまでも真摯に我々のご対応させて頂いたつもりではある。直近でも、この12月14日に現地に訪問させて頂いた際、残念ながら一部の方にはお会いすることはできなかったが、お話申し上げたように、今後もう一度改めてJBICにお話したいことがあったら、いつでも結構である。私どもは要請を頂戴したら、すぐにお伺いするように検討させるので、引き続きご協力頂ければと思う。

鈴木：

そこまで言ってもらえるのであれば、できれば融資ありき、この計画ありきではなくて、なんで住民がそこまで反対しているのかを深く考えて頂ければと思う。国の政策、電力供給、いろいろと状況はあると思う。国ごとに事情はあるし、本当に必要かどうかもある。石炭火力がこれから座礁資産になる云々といった経済的な面もある。いろいろな面を見た上で、住民はただ嫌だから反対している状況ではないことをご理解頂ければと思う。もちろん生活が、明日の生活が成り立たない、これは非常に深刻なことである。畑も何もなくなった、魚も獲れなくなった、本当に住民たちは切羽詰まった状況でやっているの、その辺を事業として経済性だけを見るのではなく、色々なところを複合的にお考え頂ければと思う。

ちょっと戻るが、精査中で環境レビューが出ない点だが、どうも色々なお話を聞いていると、チレボンと言うか、インドネシアだけではなく、他の国でも色々起こっているの、ガイドラインに即して迅速に進めているとおっしゃって頂いている以上、そこはきちんと早々に公開して頂ければと思う。その点を財務省からもしっかり押して頂き、情報公開に努めて頂きたいと思う。よろしくお願ひしたい。

最後に一つだけ、インドネシアつながりでインドラマユの件でも訴訟が起きている点はすでにご存知かと思うが、住民の方たちが不法に捕まるという事態が起こった。12月17日の夜に、いきなり警察が来て、農民たちが3名逮捕される事態が起こっている。この住民の3名は石炭火力の計画に反対をされていた方たちで、住民勝訴した直後のタイミングである。警察が来ての逮捕の理由は適当と言うか、火力発電所への反対とは別の話でやっているが、やはりそういうことが起こると住民側からすると非常に不安になる。幸いにしてこの方たちは釈放されたが、裁判に出る人がこういう目にあったりすると、住民側の基本的な人権が危ぶまれるし、住民たちは非常に不安を覚える。これはJICAの件だが、インドネシアの中では、日本では考えられないようなことが起こる。こういった中で、JBICが皆さんの意見聞くので、話し合おうと言われた時に、話したいと言ってすぐ出て来られる状況かと言うと、どんどん出て来られなくなってしまう。こういったことは決して起こらないように、事業者にも厳しく言い、インドネ

シアの警察に注意することはできないと思うが、このようなことが起こらないようにきちんと目を光らせて頂きたいと思う。これは補足であった。よろしく願います。以上である。

渡辺：

私はこの件に関わっていないが、モザンビークのケースと似ていると思ったので質問させて欲しい。JICAの案件ではあるが今最後に触れられたケースと、今日扱われたチレボン案件の住民も嫌がらせを受ける状況があるが、こういった状況に対する財務省の見解とどのように日本政府として対応していかれるのか。その辺の見通しをお聞かせ頂きたいと思う。これはこのまま放置して良い状況では全然ないと思う。

MOF奥田：

インドラマユの件については、JICAが進めている事業であり、現時点では今ご紹介があったような逮捕の件について我々としては詳細を承知していないので、具体的なコメントは差し控えさせて頂くが、一般論として申し上げれば、適切な手続きに則らない逮捕や、その他犯罪的な行為は、プロジェクトの進捗の過程であってはならないもの。現地の、仮に警察が関わっているようなものであれば、対処できる範囲には限界があるかもしれないが、JBICのプロジェクトであればJBICが事業者を通じて、適切な手続きに則らない逮捕や、その他犯罪的な行為がそもそもあるのかどうか、仮にそのような状況があるのであれば、それに対する是正の対策は当然立てていくべきであると考えている。

渡辺：

だとすると、チレボン案件に関してはNGOからこれから情報提供などがあればそれについて真摯に答えを頂けるとのことなのか。

MOF奥田：

具体的な情報等を頂いたら、JBICは事業者等を通じて、もしくはその他の相当な手段を持って確認していくべきであると考えている。

鈴木：

実際チレボンでも裁判起きているので、こういったことが起こらないように、きつく目を光らせて欲しい。

渡辺：

もう一点良いか。起きてしまったことへの対応を今話しているが、一番大事なのは予防だと思う。こういったことが起きないようにすること。今、裁判、所掌されていると言われていた中で融資が決定されたとのことで、私もこの話を以前波多江さんに聞いて非常に驚いた。なぜ訴訟をしているとわかっていて、判決のタイミングを知ることはできなかったとはおっしゃっていたが、住民が反対の声を上げていて、国内の法律のもとでそれを裁こうとしていたのに、なぜ融資を決定できたのかと非常に驚いた。それについて財務省のご見解があれば伺いたい。

MOF奥田：

JBICは、今後どのような訴訟手続きの流れになるかを知り得なかった立場であり、今後しかるべき判決言い渡し期日がある中において、融資契約締結後もちろんその判決内容を踏まえてその後の貸付実行の停止や、場合によっては期限前償還等の対応を取ることができる手当をした上で融資契約を締結した

と報告を受けており、そのような対処も相当な方法であったと認識。初回の貸付実行は、既に先月済んでいるところであるが、今後についてもこれで全く終わりとせず、JBICは事業者を通じて情報を集めて環境ガイドライン違反がないかどうか、場合によってはJBIC自身で、現地に行って調査する方法によって今後とも継続的に、これで終わりとするのではなく、現地の状況を把握し、その中で、仮にまた新たな事象が発生した時はそれを今後も融資契約の実行に際して検討することが重要だと認識。

柴田：

この件、私どもは議題を一緒に出させて頂いているわけではないが、1点コメントさせていただく。ビジネス界でも人権配慮に関して非常に関心が高まってきているのはご承知の通りだと思う。ビジネスと人権に関する指導原則が2011年に国連人権理事会で採択され、それ以降毎年国連ビジネスと人権フォーラムがジュネーブで開催されているが、そこに参加する企業数は継続して増加している。日本企業の中でも、自社内の人権侵害だけでなく、そのサプライチェーンの先で起きる人権侵害も企業経営にとって重大なリスクになるとの認識が高まってきており、それに対してどう行動するかに視点を向けるようになってきている。これまでの議論を拝聴していると、JBICや財務省からは、ガイドラインに基づいてデューデリジェンスを経て人権にも配慮した融資判断をされているとご説明を頂いているが、NGO側からは、それでも零れ落ちている事象が実際にあると提起されていると思う。

先ほど別の案件でもご説明があったように、JBICはそのガイドラインに定めるプロセスに基づいて、コンサルタントを雇って住民組織と議論をされるなどのプロセスを踏んでいると思うが、やはりそこでは拾いきれないようなさまざまな事象が起きている。NGO側は、現地の方々との信頼関係を基盤にした丁寧な調査を経て蓄積した情報を、無償で提供している。現地の住民の方々も色々なリスクがあることから、自分たちがこういった人権侵害を受けているということは、それなりの信頼関係がないと情報提供はしない。例えば私たちが同じNGOだからといって現地に行っても、このような深い情報は取れないと思う。もしこれが一般企業であれば、このような詳細情報は、自社のリスクを下げるための貴重な情報として活用すると思う。これからご対応されるとのことだが、ぜひこのような視点を持って頂き、今後のリスク管理の観点からも、本当にそのような事実関係があるのかどうか、出てきたことを実際に現地に確認するなり、必要な一歩を取って頂けるといいのかなと思った。横からの意見で恐縮である。

MOF奥田：

全くおっしゃって頂いた通りだと思う。このチレボンの案件についても今まで様々な意見を頂き、皆様からすれば十分に活かし切れていないと映るかもしれないが、貴重な意見としてJBICにおいて反映できる場所は反映されている。その他にも色々な案件、ご指摘頂いている案件もある。過去には、NGOから頂いた意見を活かして生計回復手段等を色々アレンジしたもの等があったと聞いている。できることには限度はあるものの、頂ける話は聞き漏らすことなく、JBICが事業者を通じて、もしくはJBICが直接できることは直接、反映していくべきと考えている。

JBIC関根：

ご意見ありがたい。頂いたご意見一つ一つについて私どもとして事実確認はこれまでもしてまいったつもりだが、その伝え方、伝わり方が改善の余地があると先ほど以来感じており、本日の会議を見ても認識ギャップがあるとか、そういうことのないよう改善を心がけ、どういうコミュニケーションを皆さまとさせて頂いたら良いか、一步一步やって参りたいと思っているので、ぜひ今後もよろしくお願いする。

MOF今村：

今回の議題には直接は関係ないが、今回初めて参加させて頂いて貴重なご意見を頂き誠にありがたい。特に最後の人権の話が、個人的にも非常に重要な話だと思っている。正直申し上げるとそのあたり、我々は非常に知見が少ない。おっしゃる通り、そうしたところへの配慮は、住民の皆さまの生活や安全だけでなく、企業なり、国際機関そのものの在り方にも非常に重要になってくると思う。例えばマーケットなどでも、そのところにちゃんと配慮していなければ資金調達が難しくなるなど、我々が監督する国際金融機関の在り方に悪影響が出てくる。そういうところはこれから機関のポリシーや戦略を考える際に非常に重要な視点だと思うので、よく考慮して我々も勉強したいと思っている。

MOF吉田：

私も感想のようなことを一つ申し上げたい。先週まで私たちが関与しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・フォーラムを東京でやっていた。非常に手前味噌になるが、成功したと皆さんに言って頂いた。従来、政府とか国際機関、世銀とかWHOでやっていたが、今回NGOもなるべくインクルーシブにやろうとのことでUHC2030にも共催者に加わって頂いて、非常に熱気のある感じでフォーラムが終わり、成功したと言って頂いている。そういう形で、まだまだ我々の至らないところも多いと思うが、そのようなNGOの声にも耳を傾け我々の行政を行う上での糧にしていきたいと思うので、これからもいろいろな声をお聞かせ頂ければと思う。